

ZENSATO Monthly

全里マンズリー

2017年6月号 VOL.90.

2017年6月12日(月)(公財)全国里親会

『養育里親研修テキスト』を改訂発行

全国里親会ではこのほど『養育里親研修テキスト』を改訂発行しました。これは、児童福祉法の改正に伴って里親関連の要綱などが変更されたためです。

頒布価格は1部700円(送料込み)。購入希望者は、必要部数、送付先、請求書の宛名、送付期日などを記入してファックス、メールでお申込みください。なお、全国里親会のホームページでもお知らせしています。

FAX番号:03-3404-2034

メールアドレス:info@zensato.or.jp

全国里親会、理事会を開催

5月15日(月)、全国里親会事務局において29年度第2回理事会を開催しました。審議事項は①平成28年度事業報告、②平成28年度収支決算、③監査報告、④評議員会の開催について。

事業報告、決算内容については、全国里親会ホームページを参照ください。

「児童の養護と未来を考える議員連盟」総会開催

5月26日(金)、自民党本部において「児童の養護と未来を考える議員連盟」の総会が開催されました。全国里親会からは河内美舟会長と大西事務局長が出席しました。キーンアセットの渡邊守さんが「養育里親支援の取組みから見えてくる課題」と題して講演を行いました。

「IFCO マルタ大会2017」実施のご案内

里親の世界大会であるIFCO 2017年大会が、マルタ共和国で開催されます。東武トップツアーズがツアーを企画しましたのでご案内します。期間は10月30日(月)～11月6日(月)の8日間。旅行代金は245000円。7月28日12時までに申し込みと早期割引があります。

お申込み・お問い合わせは東武トップツアーズ(03-6667 石井・岩田)まで。なお詳しくは全国里親会のホームページを参照ください。

「29ユースの集い実行委員会」からのお知らせ

今年度も東西2か所でユースの集いを開催します。対象は里親家庭で暮らす子ども、里親家庭を経験した18～29歳の若者、東西とも15人前後を予定しています。日時は東西とも8月19日(土)・20日(日)。場所は、西日本は滋賀県西教寺ユースホステル、東日本は東京セントラルユースホステルです。

経費については旅費の半額のみ自己負担で、その他の経費は実行委員会が負担します。申し込みについては地域の里親会に連絡してください。お問い合わせ先は03-3371-4152(実行委員会事務局・東京養育家庭の会)。

公開シンポジウムのお知らせ

9月30日(土)・10月1日(日)に京都テルサで開催する全国里親大会京都市大会が終了した後(13:00～15:30)、

同会場で公開シンポジウムを開催します。主催・全国里親会、後援・日本フォスターケア研究会。

テーマは「これからの家庭養護のあり方について～改正児童福祉法の理念を踏まえて」。詳しくは全国里親会のホームページに掲載予定ですので参照ください。参加費は無料。申し込みは全国里親大会申込用紙にてお願いします。里親以外の方は全国里親会事務局までお申込みください。

第1回里母の集い研修会のご案内

今年で4年目になる「里母の集い研修会」(主催:全国里親会)を開催します。8月26日(土)・27日(日)、ホテルニュータナカ(山口県山口市)。参加費は3000円。詳しくは全国里親会ホームページでご確認ください。

朝日新聞厚生文化事業団が進学応援金を公募

朝日新聞厚生文化事業団は、里親家庭や児童養護施設で暮らす子どもたちで大学、短大、専門学校に進学する人を対象に、入学金や学生応援金として年間60万円が支給されます。募集人数は35名程度。締め切りは8月10日(木)。詳しくは全国里親会ホームページを参照ください。

「子どもの家庭養育推進官民協議会」総会を開催

6月1日(木)、日本財団において「子どもの家庭養育推進官民協議会」総会が開催されました。あわせてシンポジウムが開かれました。また、厚生労働大臣、新たな社会的養育の在り方に関する検討会座長に「里親制度、特別養子縁組推進に関する提言」を手渡しました。

なお総会では新たに3団体の加入が認められました。民間を代表して全国里親会会長の河内美舟が副会長に就任しました。

日本フォスターケア研究会 第4回大会を開催します

日本フォスターケア研究会の第4回大会を12月16日(土)、国立代々木オリンピックセンターで開催します。大会テーマは『改正児童福祉法 理念改正を踏まえた里親養育の実践』。講演、パネルディスカッション、会員による研究発表などを予定しています。

児童福祉法改正の動き

児童福祉法は昨年大幅に改正されたばかりですが、今国会でさらに改正が検討されています。

改正の内容は、虐待を受けている児童などの保護を図るために、里親委託・施設入所の措置の承認の申立てがあった場合に、家庭裁判所が都道府県に対して保護者指導を勧告することができることとするなど、児童の保護についての司法関与を強化する措置を講ずるものです。

また、児童相談所長が行う一時保護について、親権者の意に反して2か月を超えて行う場合には、家庭裁判所の承認を得なければならないとしています。

通常国会も終盤ですが、今国会での成立を目指しています。